

下北ジオパークに関する包括連携協定書

下北ジオパーク推進協議会（以下「甲」という。）及び海上自衛隊大湊地方隊（以下「乙」という。）は、下北ジオパークと海上自衛隊の理解促進と地域振興を図るため、次のとおり下北ジオパークの活動に関する連携・協力協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、包括的な連携の下に、「下北ジオパーク」の発展を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を推進する。

(1) 甲と乙の相互に協力する事項

- ア 下北ジオパークの発展を目的とした理解促進に関すること。
- イ 下北ジオパークを活用した地域振興に関すること。
- ウ 下北ジオパークの保全活動に関すること。
- エ 下北ジオパークでの「郷土愛の醸成」「地域の価値の向上」に資する活動に関すること。

(2) 甲が乙に対し支援する事項

- ア 来訪客や主催する出前講座での大湊・芦崎エリアに関連した海上自衛隊の紹介に関すること。
- イ 下北ジオパークに関する情報共有に関すること。

(3) 乙が甲に対し協力する事項

- ア 下北ジオパークの保全・教育・地域振興の活動推進に関すること。
- イ 来訪者に対する下北ジオパークの普及・活動紹介に関すること。

(4) 年1回以上開催する担当者会議への出席と相互の情報交換に関する事項

(5) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項において効果的な連携を推進するにあたり、その方策については、必要に応じて別途定める。

（有効期間）

第3条 この協定は、協定締結日から令和6年3月31日まで効力を有するものとする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに、甲、乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定め

る事項を変更しようとするときは、甲と乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証しとして、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年6月9日

甲 青森県むつ市中央一丁目8番1号

下北ジオパーク推進協議会会長

山本知也

乙 青森県むつ市大湊町4番1号

海上自衛隊大湊地方総監

泉博之